

地域ニュース

県内の全市町村で制定

大和高田、御所、葛城の3市で4月、犯罪被害に遭った被害者やその家族らを支援する「犯罪被害者等支援条例」が施行された。これで県内全ての自治体で犯罪被害者を支えるための条例が定められた。

条例は、犯罪被害者に対し、見舞金の支給を定めているほか、被害者らの平穏な生活を害することのないよう配慮を求めることなどが盛り込まれている。

たすけあつた

犯罪被害者等支援条例

県と大和郡山市で制定されたのを皮切りに、各市町村で制定が進んできた。県警や公益社団法人「なら犯罪被害者支援センター」も条例を制定した自治体と協定を結び、被害者らをスムーズに支援する仕組みを整えている。

犯罪被害者の支援に取り組んできたやすらぎ法律事務所(奈良市)の北條正崇弁護士(46)(奈良弁護士会)は、県内の全市町村に条例が設けられたことについて、「すべての条例の中に見舞金の支給が

犯罪被害者支援に取り組む北條正崇弁護士(奈良市)



設けられており、どこに住んでいても同様の支援を受けられる」と評価。一方で、全国的にみても、条例に基づく制度の活用は進んでいないとし、「被害者が自分で制度を知るのには難しい。さらなる周知が必要だ」と指摘している。

NPO法人「KENTO」 児島早苗代表

被害者支援に理解を

「犯罪被害者等支援条例」の制定を後押ししてきたNPO法人「KENTO」の児島早苗さん(71)は、奈良市は、「県内すべての自治体で条例ができて感謝している。被害者らを地域で受け入れ、理解を示す世の中を作っていかなければならない」と話す。

児島さんは平成12年5月、生駒市内で奈良工業高専4年だった長男の健仁さん(当時18)を交通事故で亡くした。バイクで登校中に自宅近くの坂道でトラックと衝突し、意識が戻らないまま2週間後に亡くなったという。

「なぜこんな事故が起こったのか」。事故に関する説明を警察に求

めたものの、「捜査中」として回答してもらえなかった。児島さんは手がかりを求め自ら現場に足を運んだ。また、事故原因の究明を求めて署名活動も実施。「被害者のことを考えているとは言えないような仕組みだった。真実を知ることができなかった」と振り返る。

ほかにもつらい思いをすることは多かった。事故現場近くに花を手向け、毎日手を合わせてから仕事に行くのが日課だったが、しばらくして花が捨てられるようになり、「もうそろそろいいんじゃないんですか」と置き手紙がされたこともあった。

「犯罪被害者やその家族は、地域の中で受け入れてもらっていると感

じるだけでもずいぶん気持ちが悪くなる」。児島さんは被害者らの支援に条例が必要と感じ、平成26年11月、県議会に制定に関する請願書を提出。28年4月、県と大和郡山市で条例が施行された。

また、被害者支援の必要性を広く社会に訴えるため、交通事故防止などに取り組むNPO法人「KENTO」を立ち上げ、講演活動や、命の大切さを訴える「生命のメッセージ展」の開催を続けている。「被害者の立場を理解した支援の必要性などを教え、周知していくことが必要だ」。こう力を込めた。



犯罪被害者支援の必要性を訴え、活動を続ける児島早苗さん(奈良市)